

「感染防止安全計画」の概要

- 「感染防止安全計画（以下「安全計画」）」は、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（※）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの。
- イベント開催後、主催者等は結果報告書を都道府県に提出。問題発生時は都道府県から関係府省庁に共有し、関係府省庁は所管する業界等に対し原因究明や改善策を求めるなど、PDCAサイクルを確立。
- イベント開催等における必要な感染対策を整理するとともに、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合を規定。

（※）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント。「イベント」については、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域である都道府県において、遊園地やテーマパーク等を含めることができる。

安全計画	
対象となる イベント参加人数	<u>5,000人超かつ収容率50%超</u>
必　須	<p><input type="checkbox"/> 安全計画提出（※1、2）（※1）一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、<u>一括して提出可</u>。 （※2）緊急事態措置の発令時に、上限人数を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合は、安全計画の中に対象者全員検査の実施にかかる手順等を盛り込むこととする。 （※3）原則提出。（同様のイベントを実施する場合は一括して提出可。ただし問題発時に速やかに提出。）</p> <p>(基本的対策例) ▶ マスク着用の徹底</p>  <p>(安全計画) 記述欄</p> <p>観戦区画ごとに警備員を○名配置し、マスク未着用者を個別に注意。程度に応じて退場。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 基本的対策の内容を業種別ガイドライン等を参考にしつつ、 具体的に記述し、必要に応じて専門家に確認する </div>

<補足①> 収容率上限100%（大声無し）とする場合の取扱い

「5,000人超かつ50%超のイベント：安全計画策定、それ以外のイベント：チェックリスト公表」で担保

（※）収容人数に関わらず、開催後に大声の発生が確認された場合は、今後のイベントは収容率を50%とするなど、厳しい措置を講じる。

<補足②> 同一イベントにおいて「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合の取扱い

安全計画、チェックリストにおいて、必要な対策を明記。

<補足③> 安全計画を策定しないイベントの取扱い

チェックリスト公表。問題が発生した場合は、都道府県、関係府省庁に結果報告資料を提出。